

大阪大学産学共創棟利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学共創機構（以下「機構」という。）に設置する産学共創 A, B, C, D 棟（以下「産学共創棟」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 産学共創棟は、大阪大学（以下「本学」という。）と産業界等との研究協力及び学術交流を推進することを目的とする。

(利用資格)

第3条 産学共創棟を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する教職員及び学生並びにこれらとともに研究を担当するものとする。

- (1) 民間企業等との共同研究又は受託研究に従事する者
- (2) 本学の共同研究講座、共同研究部門又は協働研究所（以下、「共同研究講座等」という。）に所属する者
- (3) 政府出資金等によるプロジェクト研究に従事する者
- (4) 本学で得られた研究成果をもとにベンチャー起業を行うグループ又はこれらのグループから設立されたベンチャーに所属する者
- (5) 前4号の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に認めた者

(利用申請)

第4条 前条の規定により産学共創棟の利用を希望する共同研究等の責任者（以下「利用責任者」という。）は、別に定める利用申込書を管理運営責任者に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する利用責任者は、本学の専任教員又は共同研究講座、共同研究部門、協働研究所の研究代表者とする。
- 3 管理運営責任者は、第1項の申請があったときは、別に定める共創機構産学共創棟管理運営委員会（以下、「管理運営委員会」という。）の議を経て、利用の可否を決定し、利用責任者に通知するものとする。
- 4 管理運営責任者は、前項の許可に際して、利用者に必要な条件を付することができる。

(利用期間)

第5条 前項に規定する利用申請に係る利用期間は、原則として次のとおりとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないプロジェクトの場合は、管理運営責任者が定めるものとする。

- (1) 第3条第1号に定める利用者

同一研究課題とみなされる場合は、原則として、3年を限度とする。ただし、2会計年度以上の利用は、同一研究課題の共同研究又は受託研究の契約が継続して行われることを条件とする。

(2) 第3条第2号に定める利用者

共同研究講座等の設置期間を限度とする。

(3) 第3条第3号に定める利用者

当該政府出資金等を受けている期間を限度とする。

(4) 第3条第4号に定める利用者

2年を限度とする。ただし、管理運営責任者が特に必要があると認めた場合は、2年以内の利用期間を、原則として、2回に限り延長することができる。

2 利用責任者は、利用期間を延長する必要があるときは、利用期間が満了する日の3月前までに所定の利用延長申請書を管理運営責任者に提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

3 利用責任者は、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとするときは、利用を終了する日の3月前までに管理運営責任者に申し出なければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(利用計画の変更)

第6条 第4条に規定する申請により利用が許可された施設(以下、「利用許可施設」という。)の利用計画を変更しようとするときは、利用責任者は、当該変更の申請を行い、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 管理運営責任者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、この内規又は許可に付された条件に違反した場合は、管理運営委員会の議を経て、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。この場合において、管理運営責任者は、その旨を利用責任者に通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、本学において特別の必要が生じた場合又は機構の運営上必要が生じた場合は、管理運営責任者は、管理運営委員会の議を経て、利用許可を変更し、又は取り消すことができる。

(施設利用上の義務)

第8条 利用者は、許可を受けた目的及び方法並びに許可に付された条件に従い、かつ、建物、施設及び備品を常に善良な管理者としての責任と注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、産学共創棟の利用に際し、関係法令、機構の規程及びこの内規を遵守すると

ともに、施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(施設利用負担金)

第9条 利用責任者は、原則として、施設利用負担金及び利用許可施設の利用の際に生じる光熱水費その他必要経費を負担しなければならない。

2 施設利用負担金に係る利用面積1平方メートル当たり年間負担額は、次の各号によるものとする。なお、次の各号のいずれにも該当しないプロジェクトの場合は、管理運営委員会の議を経て、管理運営責任者が決定する。

(1) 第3条第1号に定める利用者

25,463円

(2) 第3条第2号に定める利用者

25,463円

(3) 第3条第3号に定める利用者

25,463円

(4) 第3条第4号に定める利用者

(1～5年目) 25,463円

(6年目～) 50,926円

3 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が管理運営上の必要があると認めた場合は、管理運営委員会の議を経て、施設利用負担金を減額又は免除することができる。

4 施設利用負担額の算出基準として使用するのものととなる面積は、公募時の資料に記載の面積とする。

5 申請時に、利用期間が年度途中まで又は年度途中からとなっている場合は、その許可した利用期間に応じて月割りにて算定する。

6 前項の規定は、利用者の事由により利用許可期間中に入居が遅れ又は途中退去した場合は、適用されない。この場合、原則として、施設利用負担金の返却は行わない。

(利用許可施設の改修)

第10条 利用責任者は、研究遂行上やむを得ず利用許可施設を改修する必要がある場合は、事前に管理運営責任者の許可を得なければならない。

2 利用許可施設の改修及び利用後の原状回復に係る費用は、利用者が負担するものとする。

(損害賠償等)

第11条 利用責任者は、利用者が故意又は過失により施設又は機器を滅失し、又は棄損したときは、管理運営責任者の指示に従い、速やかに原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

(明渡し)

第12条 利用責任者は、利用を終了し、若しくは中止したとき、又は第7条の規定により利用の許可を取り消されたときは、速やかに利用許可施設を原状に復帰し、明け渡さなければならない。ただし、管理運営責任者が特に必要があると認めた場合は、3月以内に限り、利用期間の延長を認めることができる。

(その他)

第13条 この内規に定めるもののほか、産学共創棟の利用に関して必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学産学連携本部研究施設（産連本部 A, B, D 棟）利用内規（平成23年12月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年8月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後第11条（損害賠償）の規定は、施行日以降に第4条に定める産学共創棟の利用申請及び第5条2項に定める利用期間の延長申請を行い、利用許可されたものから適用する。
- 3 大阪大学産学共創 A, B, C, D 棟利用細則（平成30年1月1日施行）は廃止する。

附 則

この改正は、令和3年11月1日から施行する。